

労働保険の成立手続は お済みですか

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続を行わなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。

労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。

まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労働基準監督署又は公共職業安定所の所在地は以下のアドレスから確認できます。
労働基準監督署→<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>
公共職業安定所→<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◎ 各種の届出等の事務処理については、労働保険事務組合や社会保険労務士に依頼することもできます。



加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が**故意**又は**重大な過失**により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。

- ① 最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)
- ② 以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続について労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合

事業主が**故意**に手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

(2) (1)以外で、労働保険の適用事業となってから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合

事業主が**重大な過失**により手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

※なお、労災保険の加入後においても、

- ◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に労働災害が発生した場合、労災保険給付額の最大40%
- ◇事業主が故意又は重過失により生じさせた事故が原因で労働災害が発生した場合、労災保険給付額の30%が事業主から徴収されます。

労働保険の適用事業場情報をインターネットで確認いただけます。

- 事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っているか否かを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できます。
- 検索結果として表示される項目は、「事業主の名称」、「事業主の所在地」、「成立している保険関係の種類(労災保険・雇用保険)」です。
(注)労働者個人について、雇用保険の受給に必要な手続(雇用保険の資格取得手続)がなされているかを確認できるものではありません。
- 事業主の皆様におかれましては、名称や所在地に変更がある場合は、10日以内に「名称・所在地等変更届」を労働基準監督署等に提出していただく必要があります。
- 検索画面についてはこちらをご覧ください。

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、これまで、金融機関や都道府県労働局の窓口で納付いただいておりますが、平成23年度第3期納付分から、口座振替により納付いただくことが可能になりました。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>